

## 特別支援教育の充実に関する調査研究（４年次）

特別支援学級在籍児童数や通常の学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童数の増加などから、特別支援教育の充実がますます重要な課題となっている。平成26年度は、昨年度までの特別支援学級や通常の学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童の実態とその対応に関する調査、幼稚園・保育園等との連携に関する調査研究を生かしながら、新たに特別支援学級ガイドラインに基づいた校内体制について調査研究を行った。

なお、本調査は、会員に対して行ったアンケート調査及び各市町村教育委員会に対して各郡市制度部が調査したものを分析したものである。

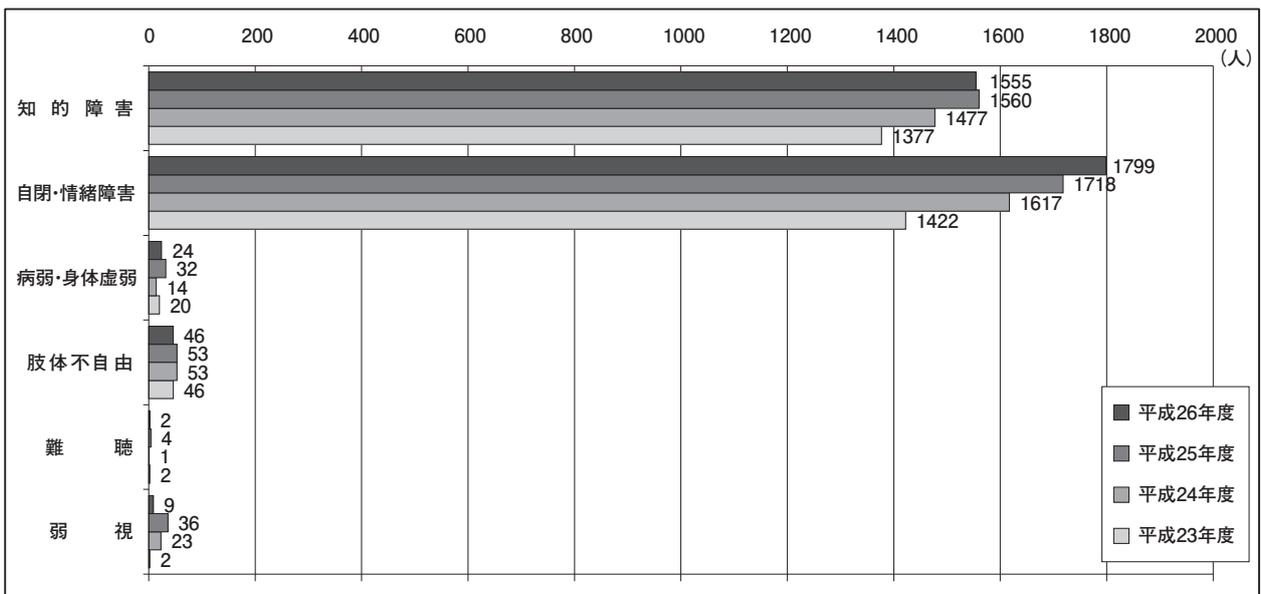
- ・アンケート調査      平成26年 7月実施      ・回答学校    492校      ・回収率100%
  - ・郡市制度部の調査    平成26年 7月実施      ・回答郡市    21郡市      ・回答率100%
- (特別支援学級設置校413校    特別支援学級数820学級    特別支援学級在籍児童数3,435人)
- \* 文中のグラフは、今年度のデータを重視するために、平成26年度を上にして示してある。

### 1 特別支援学級に在籍する児童の実態と指導・支援体制に関する調査

#### (1) 平成26年度の特別支援学級に在籍する児童数（5月1日現在）

在籍児童数の変化（平成23年度～平成26年度）

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
2,869人	3,185人	3,403人	3,435人



特別支援学級に在籍する児童数は3,435人である。平成23年度から年々増加しており、平成26年度は前年度に比べて32人増加した。種別で在籍児童数が前年度よりも増加したのは、自閉

症・情緒障害学級である。前年度に比べて81人増加した。平成23年度以降、自閉症・情緒障害学級に在籍する児童数が、知的障害学級に在籍する児童数を上回る状況が続いている。

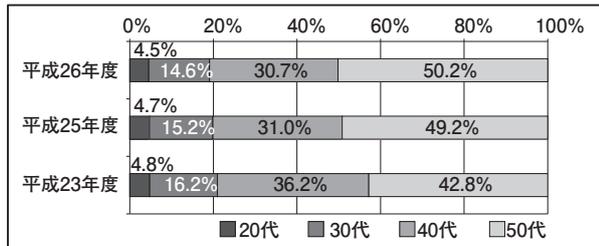
(2) 特別支援学級の担任について

※平成24年度は調査せず

① 年齢

20代	(37人)
30代	(119人)
40代	(251人)
50代	(413人)

学級担任の年齢割合の比較

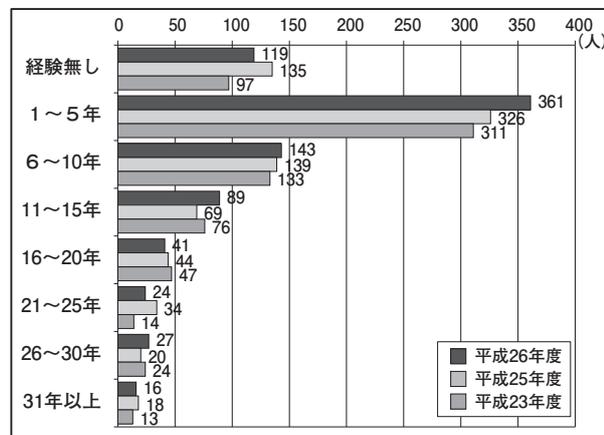


いずれの年度においても、50代の担任が最も多く、その割合は年々増えている。20代、30代の担任の割合には、ほとんど変化が見られない。

② 経験年数

経験なし	(119人)
1年～5年	(361人)
6年～10年	(143人)
11年～15年	(89人)
16年～20年	(41人)
21年～25年	(24人)
26年～30年	(27人)
31年以上	(16人)

学級担任の経験年数の比較



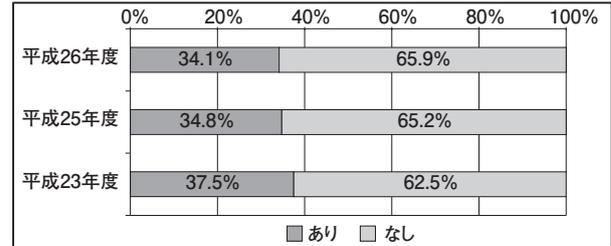
いずれの年度においても、経験年数が1年～5年の担任が最も多い。

平成26年度は、119人（14.5%）が特別支援学級を初めて担任する教員である。平成25年度に比べて、16人、2.7ポイント減少している。

③ 特別支援学校の免許状の有無

免許状あり	(280人)
免許状なし	(540人)

担任の免許状保有率



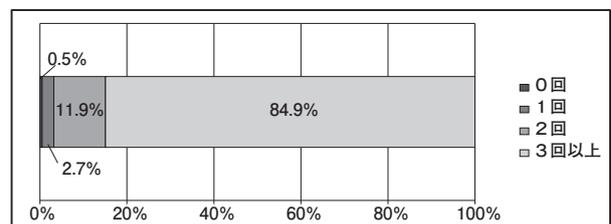
特別支援学校教諭の免許状を有していない教員が特別支援学級の担任をしているケースが多い。平成26年度も、全特別支援学級担任の約3分の2にあたる65.9%が免許状を有していない。

(3) 特別支援学級の適切な運営のための校内体制について ※新規調査内容

① 平成26年度の校内委員会の予定回数

0回	(2校)
1回	(11校)
2回	(49校)
3回以上	(351校)

平成26年度の校内委員会の予定回数

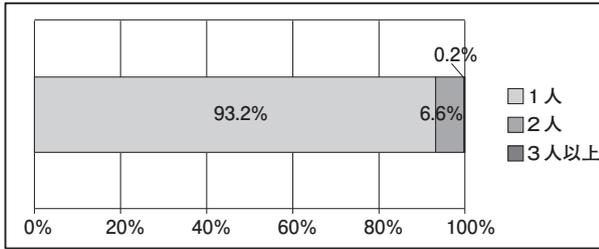


特別支援学級が設置されている学校の99.5%が校内委員会を予定し、3回以上の学校が84.9%を占めている。

② 特別支援教育コーディネーターの人数

1人	(385校)
2人	(27校)
3人以上	(1校)

特別支援教育コーディネーターの人数

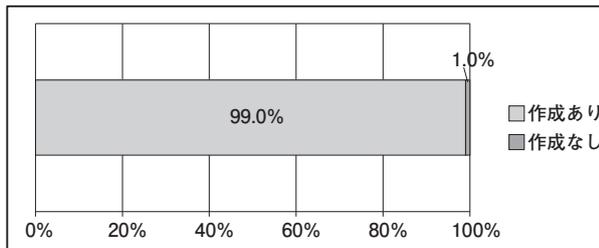


特別支援学級が設置されているすべての学校で特別支援教育コーディネーターが位置付けられている。そのほとんどが1人であるが、6.8%の学校が2人又は3人以上である。

③ 個別の指導計画の作成

作成あり (409校)  
作成なし (4校)

個別の指導計画の作成状況

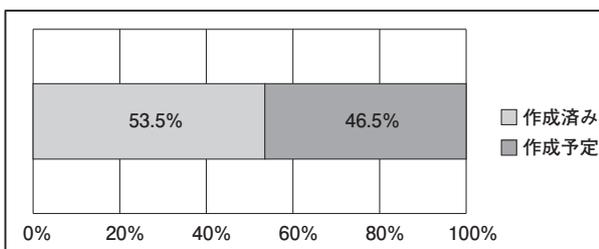


個別の指導計画の作成率は99.0%であり、4校で作成されていない。

④ 関係機関と連携した個別の教育支援計画の作成

作成済み (219校)  
作成予定 (190校)

関係機関と連携した個別の教育支援計画の作成

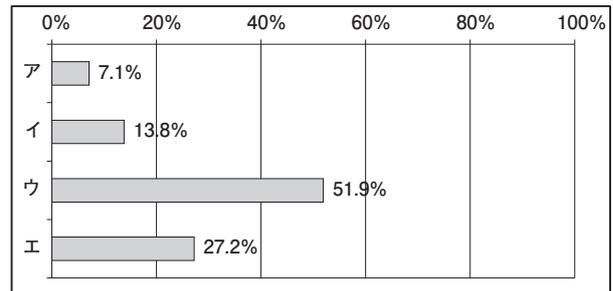


個別の教育支援計画の作成率は53.5%である。作成予定の学校は46.5%である。

⑤ 個別の教育支援計画の作成が進まない理由 (作成予定190校の複数回答)

- ア 関係機関等の協力が得にくい (20校)
- イ 保護者の同意、協力が得にくい (39校)
- ウ 連携のための協議・検討の時間が確保しづらい (147校)
- エ 支援地域内の関係機関等の全体的なコーディネートを行う担当や体制が不明確のため (77校)

個別の教育支援計画の作成が進まない理由

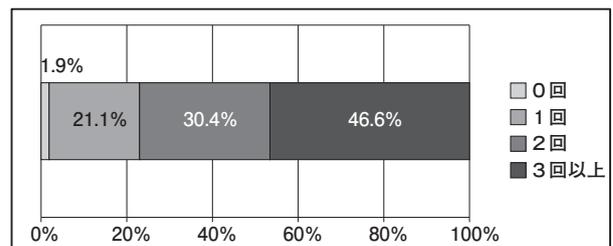


個別の教育支援計画の作成が進まない理由の第1が「連携のための協議・検討の時間が確保しづらい」であり、51.9%を占める。次いで第2が「支援地域内の関係機関等の全体的なコーディネートを行う担当や体制が不明確のため」である。以下「保護者の同意、協力が得にくい」「関係機関等の協力が得にくい」と続く。

⑥ 特別支援学級に対する理解を深める校内研修の回数

0回 (8校)  
1回 (87校)  
2回 (126校)  
3回以上 (192校)

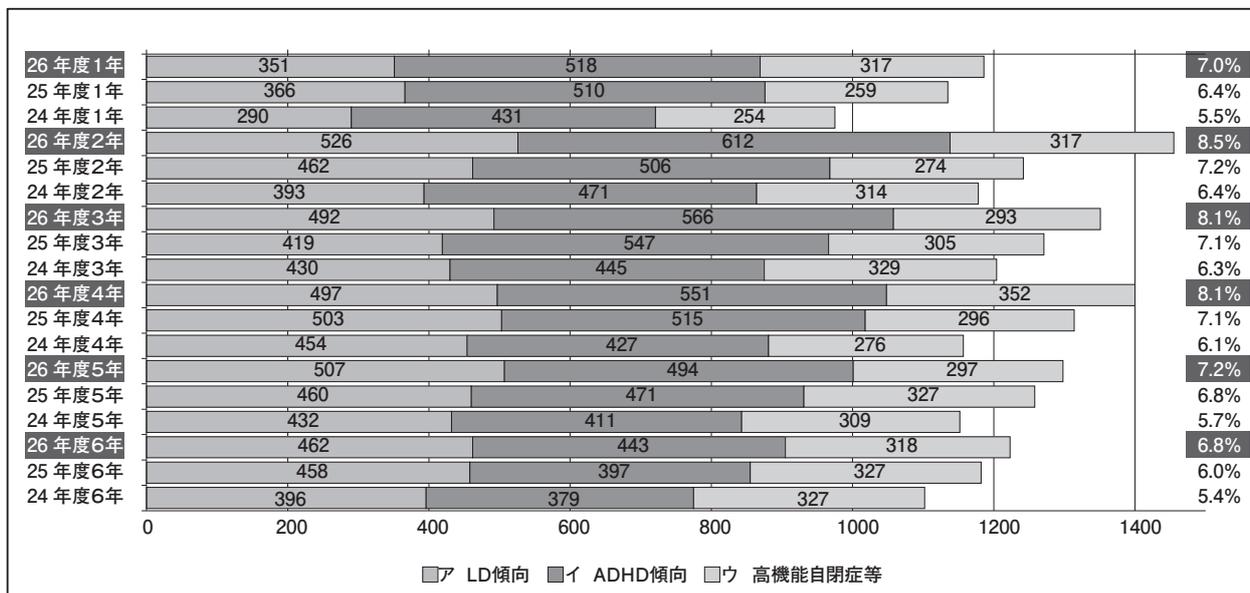
特別支援学級に対する理解を深める校内研修の回数



98.1%の学校が校内研修を実施しており、46.6%の学校が3回以上実施している。

## 2 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童数に関する調査

### (1) LD傾向, ADHD傾向, 高機能自閉症等の児童数と在籍率

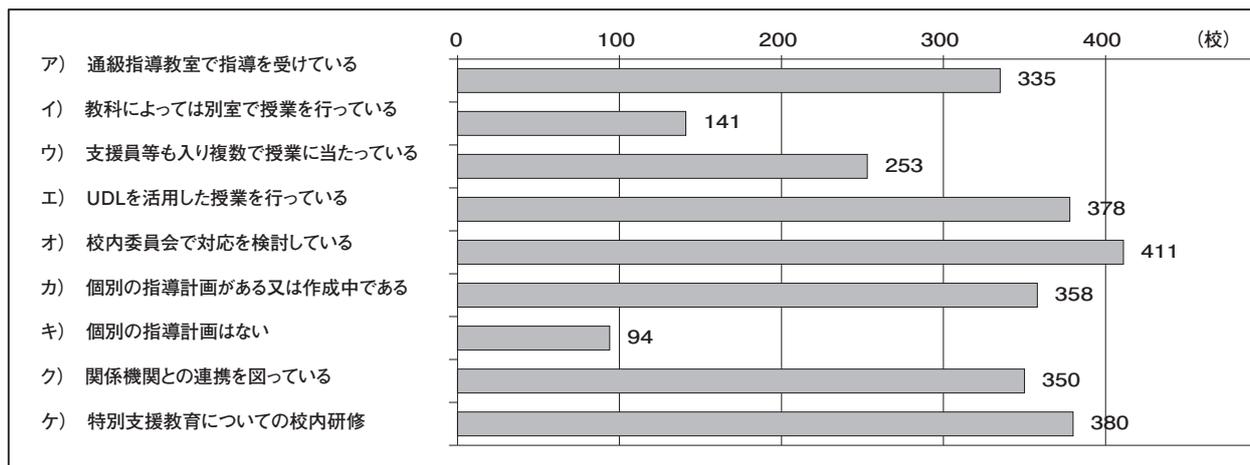


「通常の学級に在籍し、特別な教育的支援を要する」と校長が判断した児童は、同一学年比では、どの学年も増加傾向にある。平成26年度は、文部科学省が平成24年度に示した在籍率6.5%をすべての学年で上回り、全体では7.6%に当たる7,913人となっている。特に2年、3年、4年では、在籍率が8%を超えている。

前学年比で見ると、2、3、4年生は増加しているが、5、6年生は減少している。

障害種別の人数では、4年以下は、ADHD傾向、LD傾向、高機能自閉症等の順になっているが、5年、6年になると、LD傾向がADHD傾向より多くなっている。

### (2) LD傾向, ADHD傾向, 高機能自閉症等の児童への対応 (複数回答) ※新規調査内容



「通常の学級に在籍し、特別な教育的支援を要する」と校長が判断した児童に対する対応としては、校内委員会での対応検討が最も多く、次いで、特別支援教育についての校内研修、ユニバーサルデザインを活用した授業や個別の指

導計画に基づいた授業、関係機関と連携した指導、通級指導教室での指導と続いている。

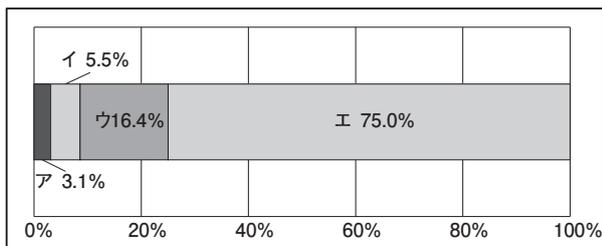
その一方、別室での授業、支援員等も入れた複数で授業を行っている学校は少ない。個別の指導計画がない学校は94校、19%である。

(3) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童についての校内委員会開催回数  
(平成25年度回数)

ア	0回	(15校)
イ	1回	(27校)
ウ	2回	(81校)
エ	3回以上	(368校)

平成25年度、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童についての校内委員会を実施した学校は、476校である。その中で複数回実施した学校は91%の449校、3回以上実施した学校は368校の75%にのぼる。校内委員会を開催しなかった学校は15校、3%である。

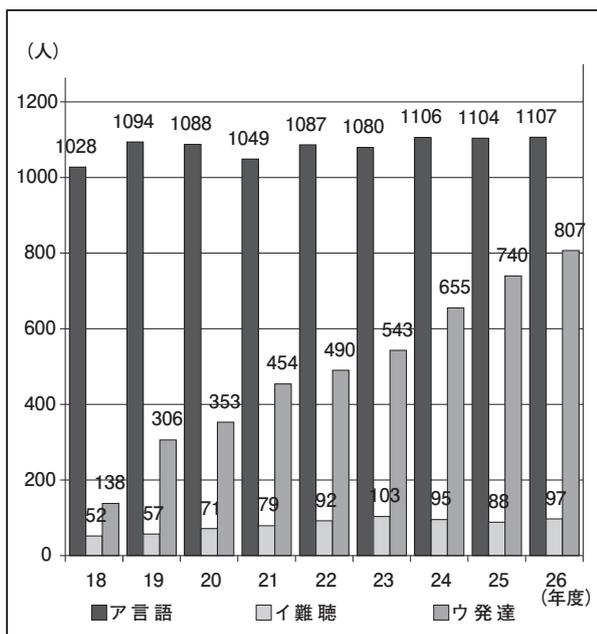
校内委員会の回数 (平成25年度)



3 通級指導教室の設置状況及び児童数に関する調査

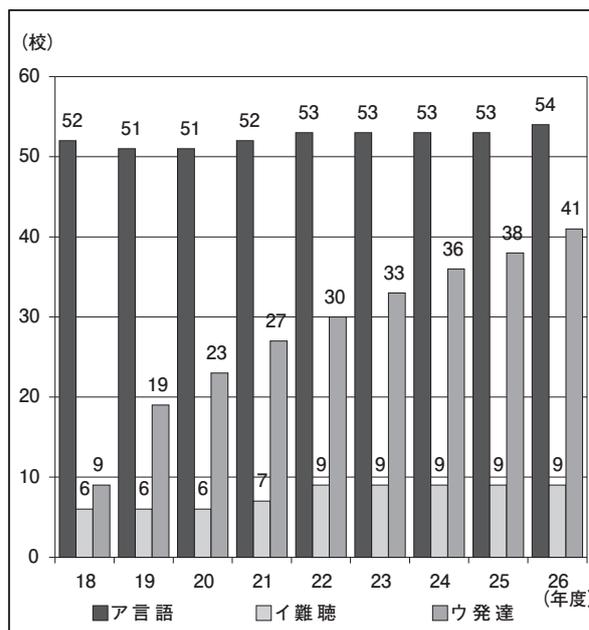
※資料提供 新潟県教育庁義務教育課

通級指導教室児童数の推移



平成18年度以降、言語通級指導教室の児童が一番多く、次いで発達通級指導教室、難聴通級指導教室となっている。平成26年度も全体の55%が言語通級指導教室の児童である。しかし、増加の状況を見ると、平成18年度以降、言語通級指導教室と難聴通級指導教室の児童数が横ばいであるのに対し、発達通級指導教室の児童数は5.8倍となり、発達通級指導教室の児童の割合は、全体の40%にまで達している。

通級指導教室の設置状況の推移



通級指導教室の設置状況は、該当児童数と同様の傾向を示している。

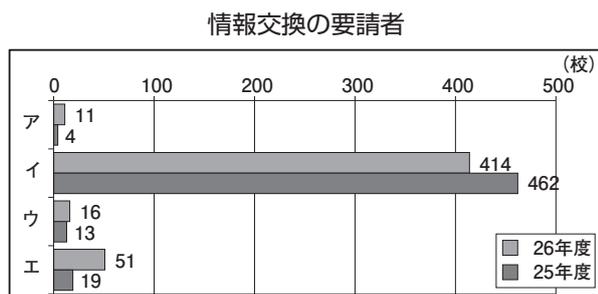
平成18年度以降、言語通級指導教室が一番多く、次いで発達通級指導教室、難聴通級指導教室となっている。平成26年度も全体の52%が言語通級指導教室である。増加の状況は、平成18年度以降、言語通級指導教室と難聴通級指導教室は微増であるのに対し、発達通級指導教室は4.6倍に増え、全体の39%を占めている。

## 4 幼稚園・保育園等との連携に関する調査

### (1) 特別な教育的支援を要する園児の入学前の連携

#### ① 入学前の情報交換の要請者

- ア 行っていない (11校)
- イ 学校側が要請して実施 (414校)
- ウ 園側から要請を受けて実施 (16校)
- エ 行政側が設定して実施 (51校)



学校側から要請して情報交換会を実施した学校は414校、84.1%であり、平成25年度より48校減少している。行政側が設定して実施した学校は51校であり、平成25年度と比べ32校増加した。情報交換を行っていない学校が11校ある。

#### ② 入学前の情報交換の形式 (複数回答)

- ア 幼稚園や保育園と自校職員で行っている。(467校)
- イ 幼・保と関係する小学校が合同で行っている。(26校)
- ウ 幼・保・小・中職員で中学校単位で行っている。(38校)
- エ 幼・保・小・中職員と保健師等専門家を加えて行っている。(64校)

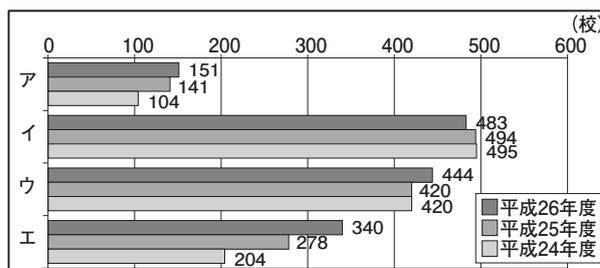


それぞれの職員間での情報交換を行う学校がほとんどである。中学校区単位や保健師等との情報交換を行う学校がわずかであるが増えている。

#### ③ 入学前の情報交換の協議内容 (複数回答)

- ア 個別の教育支援計画 (151校)
- イ 本人の状況や園での指導 (483校)
- ウ 保護者の養育方針や家庭環境 (444校)
- エ 関係機関との連携 (340校)

情報交換会の内容

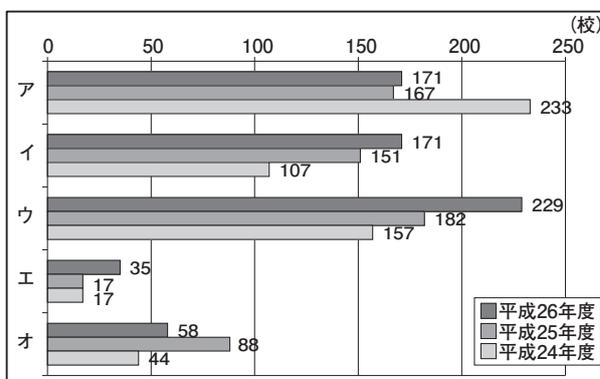


入学前の情報交換の協議内容では、「本人の状況や園での指導」及び「保護者の養育方針や家庭環境」が例年のように多数を占めている。「個別の教育支援計画」や「関係機関との連携」について協議する学校が年々増えている。

#### ④ 情報交換会で活用している主な資料 (複数回答)

- ア 特に資料はない (171校)
- イ 連携シート (171校)
- ウ 支援ファイル (229校)
- エ 顔写真 (35校)
- オ その他 (58校)

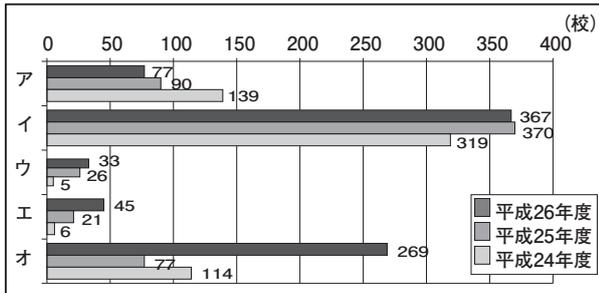
情報交換会で活用している主な資料



連携シートや支援ファイルを活用して情報交換を行う学校は、平成24年度に比べるとそれぞれ、64校、72校増えている。資料のない情報交換で終わるケースは減っている。

- (2) 特別な教育的支援を要する園児の入学後の連携 (複数回答)
- ア 行っていない (77校)
  - イ 授業参観と情報交換会 (367校)
  - ウ 個別の教育支援計画の協議・修正 (33校)
  - エ 個別の指導計画の協議・修正 (45校)
  - オ 適切な指導について協議 (269校)

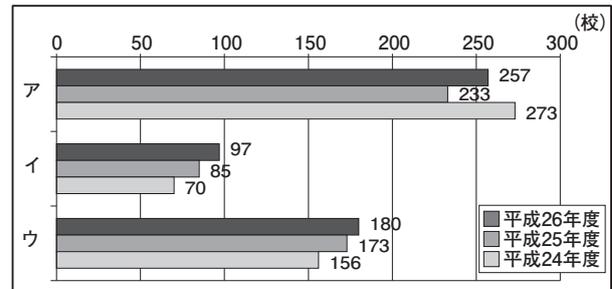
入学後の情報交換の内容



平成25年度に比べ、「個々の児童に対する適切な指導について協議」が269校に増加している。個別の教育支援計画，指導計画の協議・修正は依然として少ない。

- (3) 幼稚園・保育園との情報交換での課題や問題 (複数回答)
- ア 課題や問題はない (257校)
  - イ 園の数が多く，回数が多くなる (97校)
  - ウ 支援に必要な園児について，情報が得にくい (180校)

情報交換会の課題・問題



「課題や問題がない」状況は依然として高い。「回数が多くなる」「必要な情報が得にくい」と課題意識をもつ学校がわずかだが年々増えてきている。

## 5 市町村における関係機関との連携に関する調査

新規調査内容 (回答市町村数30)

- (1) 貴市町村で早期から一貫して適切な支援を行うために行政，保育，医療，障害福祉関係等が連携した組織の設置

- ア 設置している (26市町村)
- イ 設置していない (4市町村)

30市町村のうち26市町村が設置しており，全体の86.7%に当たる。

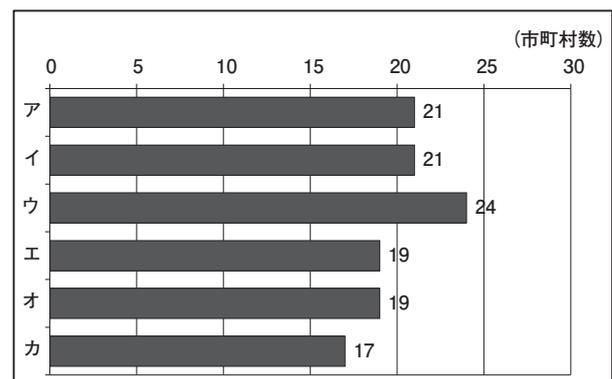
- (2) 関係機関等での取組

※設置している26市町村の複数回答

- ア 障害のある乳幼児の早期発見とその後の一貫した支援に関すること (21市町村)
- イ 特別支援教育に携わる教員等の指導力及び専門性の向上に関すること (21市町村)
- ウ 保護者，関係職員との保育相談，就学相談に関すること (24市町村)
- エ 特別支援教育に関する広報活動に関すること (19市町村)
- オ 発達心理検査等の実施に関すること (19市町村)

- カ 個別の支援計画及び個別の指導計画の作成・活用方法に関すること (17市町村)

関係機関等での取組



26市町村の内，8割を超える市町村が「保護者，関係職員との保育相談，就学相談に関すること」，「障害のある乳幼児の早期発見とその後の一貫した支援に関すること」，「特別支援教育に携わる教員等の指導力及び専門性の向上に関すること」に取り組んでいる。

## まとめ 特別支援教育の充実に関する調査研究

### 1 特別支援学級に在籍する児童の実態と指導・支援体制に関する調査

特別支援学級に在籍する児童数は、平成23年度2,869人であったが、年々増加し、平成26年度には3,435人となっている。種別ごとの人数は、知的障害と自閉症・情緒障害の占める割合が圧倒的に多く、近年は、自閉症・情緒障害学級在籍児童数が知的障害学級在籍児童数を上回っている。

特別支援学級の学級数は、該当児童数の増加に伴い、平成23年度718学級だったものが、平成26年度は820学級に増加している。

特別支援学級担任の年齢層は、50代が最も多く、40代を含めると全体の80.9%を占めており、その割合は、平成23年度とほとんど変わっていない。また、特別支援学級の担任経験年数は、1～5年が361人で最も多く、その後6～10年

が143人、経験なしが119人であり、0～10年の経験者が76%を占めている。

このように、40代、50代の教員が、一時的に特別支援学級を担任していること、併せて、特別支援学校教諭の免許状を有する学級担任が少ないことから、特別支援教育の重要性を再確認し、今後も免許状の取得促進を図るとともに、専門性をもつ教員の育成に努める必要がある。

また、今年度から調査を行った支援体制については、特別支援学級設置校のほとんどが校内委員会の開催を予定し、適切な運営に努めていること、特別支援教育コーディネーターを2人又は3人以上体制としている学校があることが分かった。

しかし、関係機関等と連携した個別の教育支援計画を作成している学校が219校と半数程度であることから、連携を進める上で必要な協

議・検討の時間の確保に努める必要がある。

## 2 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童数に関する調査

通常の学級に在籍し、特別な教育的支援を要する児童が年々増加し、全学年で文部科学省が平成24年に示した在籍率6.5%を超えていることが分かった。中でも2, 3, 4年生では、在籍率が8%を超えている。

このような状況に対し、学校では、校内委員会での検討、校内研修の実施、ユニバーサルデザインを活用した授業などで対応を進めている。今後も特別支援教育コーディネーターを中心に全校体制によるユニバーサルデザイン化を促進し、特別支援教育に対する研修を深めていくことが大切である。

全国のLD傾向児童の割合4.5%（平成24年文部科学省調査）に比べ、今調査のLD傾向児童の割合は2.7%であった。LD傾向児童を見逃している可能性もある。支援が必要な児童への支援を確実に行うためにも、LD傾向認知に努めるとともに、支援策を講じる必要がある。

## 3 通級指導教室の設置状況及び児童数に関する調査

発達通級指導教室の児童数、教室数が年々増加している。

言語通級指導教室では平成18年度は1教室あたりの児童数は19.8人であったが、平成26年度には20.5人に、同じく発達通級指導教室では1教室あたり15.3人が19.7人と大きく増加している。このことから、担当者の負担が増えていることが推測される。発達通級指導教室の増設が求められる。

## 4 幼稚園・保育園等との連携に関する調査

特別な教育的支援を要する園児に対する入学前の情報交換は、97.8%の学校で行われている。その多くが、幼稚園や保育園と自校職員による情報交換である。わずかであるが、保健師等の専門家を加えて情報交換を行う学校が増えている。

特別な教育的支援を要する園児の入学後の連

携としては、授業参観や情報交換会、適切な指導についての協議などが行われている。個別の指導計画や教育支援計画の協議等を行っている学校はまだ少ないことから、必要に応じて指導計画や教育支援計画の具体化に向けた協議ができるよう工夫する必要がある。

## 5 市町村における関係機関との連携に関する調査

ほとんどの市町村に行政や保育、医療、障害福祉関係等が連携した組織が設置されており、市町村での保育相談や、就学相談、障害のある乳幼児の早期発見、特別支援教育に関する研修や広報活動等のさらなる充実が期待できる。

今後は保育園・幼稚園・学校が設置されている組織を十分に活用し、障害のある乳幼児の早期発見に努め、ニーズに合った支援ができる体制づくりを推進していく必要がある。

## 6 成果と今後の課題

新規調査項目により、各学校では県の特別支援教育のガイドラインに基づいて適切な運営に努めていることや多くの市町村で連携できる関係機関等が設置されていることが分かった。

年々、特別支援学級や通常の学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童は増加しており、すべての学校において、全職員で対応できる全校体制の確立が求められている。

各学校が校内委員会での検討、ユニバーサルデザインを活用した授業の推進、個別の指導計画の活用、教員の指導力を高める研修会の実施など、各学校での取組を各郡市校長会等で積極的に情報交換し、自校の学校運営に生かしていただければ幸いである。

その一方、教育的支援を必要とする児童に対する別室での授業や複数体制での授業の実施などが難しいこと、個別の指導計画や教育支援計画の作成がすべての学校へと進んでいないことが分かった。

今後も、教育的支援には必要不可欠である人的支援体制の調査研究を継続していくとともに、関係機関等と連携した個別の指導計画や教育支援計画の作成が促進され、確実な支援が行われるように、調査研究を深めていきたい。